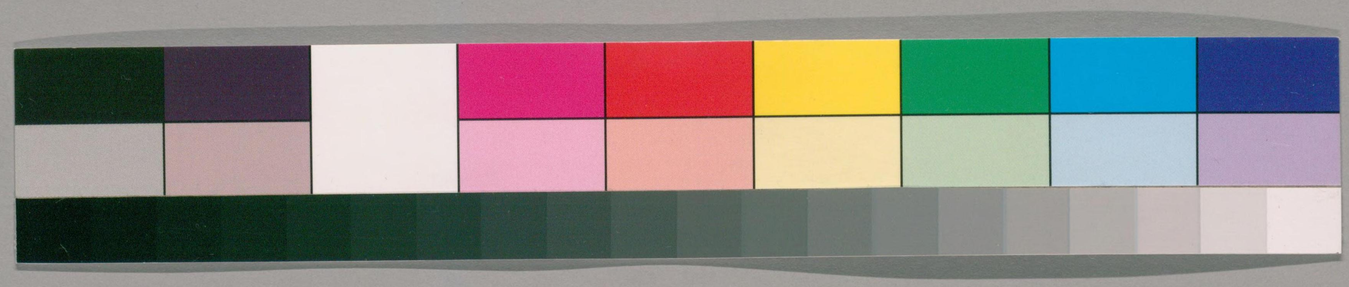

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館
昭 24. 3. 29 和
寄贈

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館

酒園御請書

武州今郷毛呂本内組
印旗寺村

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

右之通組合村々
[illegible]以上

[illegible]内濁酒造人一切

[illegible]井大姉[illegible]願分
武藏國[illegible]郡[illegible]陽村
[illegible]村少無代
名主 坤次郎

久[illegible]陽寺[illegible]
[illegible]郡長[illegible]村
六ヶ村少無代
名主 要右衛

酒井[illegible]助知り[illegible]
[illegible]郡大[illegible]本村
六ヶ村少無代
名主 佐文治

安[illegible]裕次郎知り[illegible]
[illegible]郡大[illegible]村
[illegible]ヶ村少無代[illegible]
大無代名主 平次郎

三八

関東向御出締出世役
山田義介惠之様御手付
吉田[illegible]命殿

仙人[illegible]
[illegible]
[illegible]
八命[illegible]

山本大繼様御手代
石田平助殿
御日人様御手付
内義賢一命殿
御日人様御手代
小池[illegible]助殿
御日人様御手代
須義保次命殿

三ノ九

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

酒造

清酒書

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

一酒造米高百貳拾壹石貳斗
卅六年壹造高百拾石百斗

一酒造米高百石
卅六年壹造高三拾六石二斗

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

一酒造業高又拾石
卅六年甚造高拾六石六斗
久貝相撰守知行
日列日級長瀬村
百姓 弥 吉

一酒造業高或拾石
卅六年甚造高六石六斗
酒井壹岐守知行
日列日級大谷本村
百姓 重右衛門

一酒造業高或拾石
卅六年甚造高六石六斗
酒井壹岐守知行
日列日級瀬戸又村
百姓 吉三郎

一酒造業高或拾石
卅六年甚造高六石六斗
本月万之勝知行
日列日級前久保村
百姓 仙 藏

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

右賀今般酒造之下一造之
之内酒造人共在調印如書面之通印座下左印通状
如右之　仰渡之印結之造之兼知本書之印依之
印信書若上申如其件

文久三亥年
九月

右酒造人
村役人　印
名主　右馬
名左衛

右酒造人
村役人　印
名主　右
雪源　命
右酒造人
村役人　印
名主　右
藤源　命
右酒造人
村役人　印
名主　右衛
清左衛

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

酒造之儀造高之分貸渡諸渡ニ
勿論出造出稼難有成旨天保十二年
宮歳年記　仰渡以度年数相立右
御趣意忘却渡之近来酒造株貸
渡又ニ出造出稼渡之其外御変名目
を以渡在以来之しかしかの事ニ相変取

之外之事二付五條渡候　仰候此段
意照相守仰候遠而御候組合村々酒
造人左之洪之中諭村役人之所のすも稱々
一紙付は若相背ゆきの為之相のことを
急度之及糺方は此迄状奇場下令候下
刻付を以早々頂達留より百留候事候

安原惠作　馬場俊義　百服章義方ゟ
可候相達候以上
　　[illegible]
　　[illegible]
　　[illegible]
右之通今般御迎状を以達之候
仰候　私ハ一向無細事知事長ハ仰

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

三一三九

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

ニ付テ　貴ニ相互利徳ニ付テ　下ニ
テ以ニ稼高ニ付テ　下ニ
又　御送被以候ニ付ハ濁酒ニ候
其ニ付テ　送也　以上
以候ニ付ハ　御ニ付テ　下ニ
ニ付テ　諸人ニ親候ニ付　下ニ

三ノ四〇

其ニ酒送減ニ付テ　諸人ニ助ニ
相成以候ニ付　稼高ニ付ハ　其ニ者ニ
以上　御送御手ニ付ハ
右ニ通奉行所ニ付　御酒ニ付
罷東ニ付　御ニ付ハ　者ニ相廻村ニ付
ニ付ニ諸ニ相成以来ニ付送

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

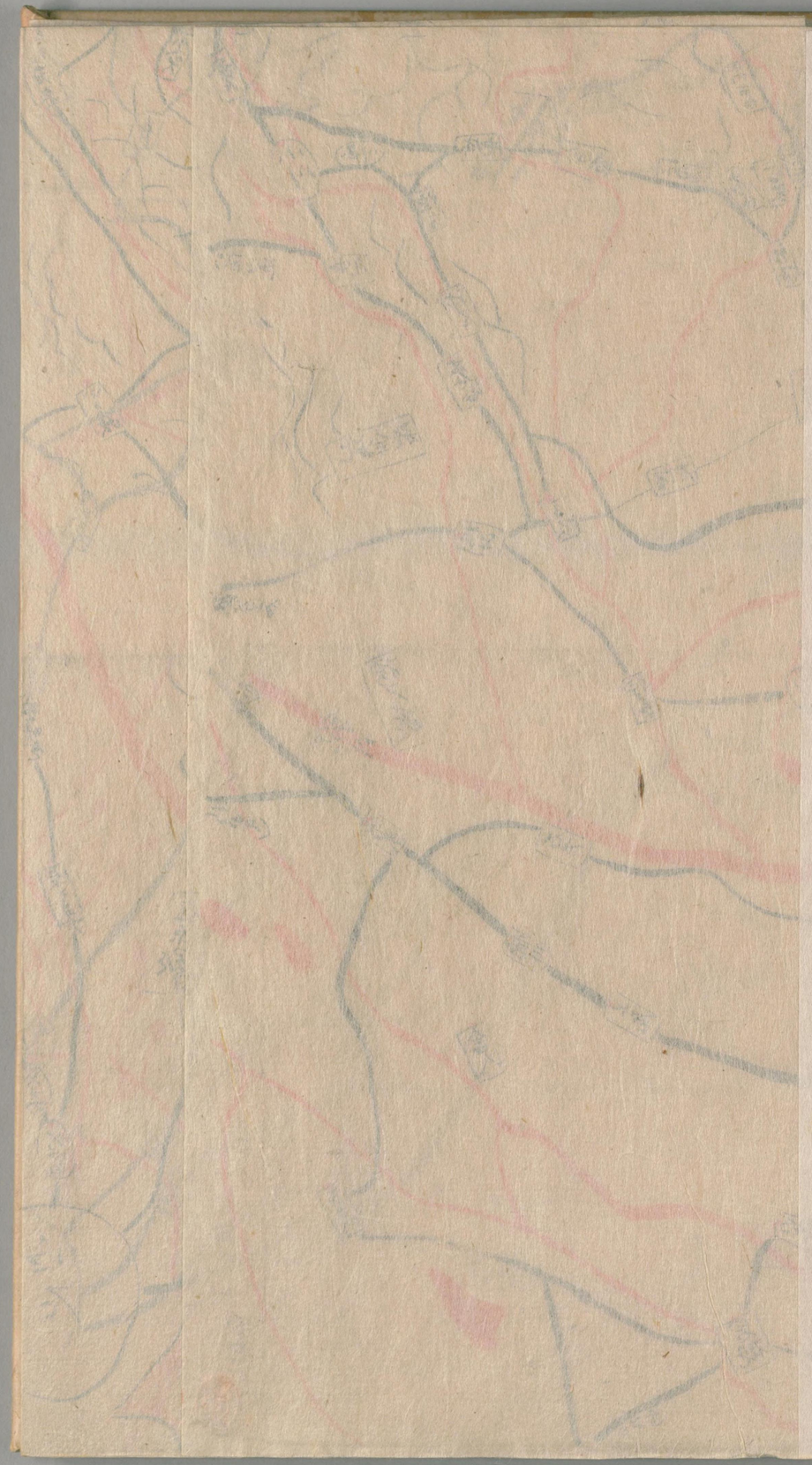

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

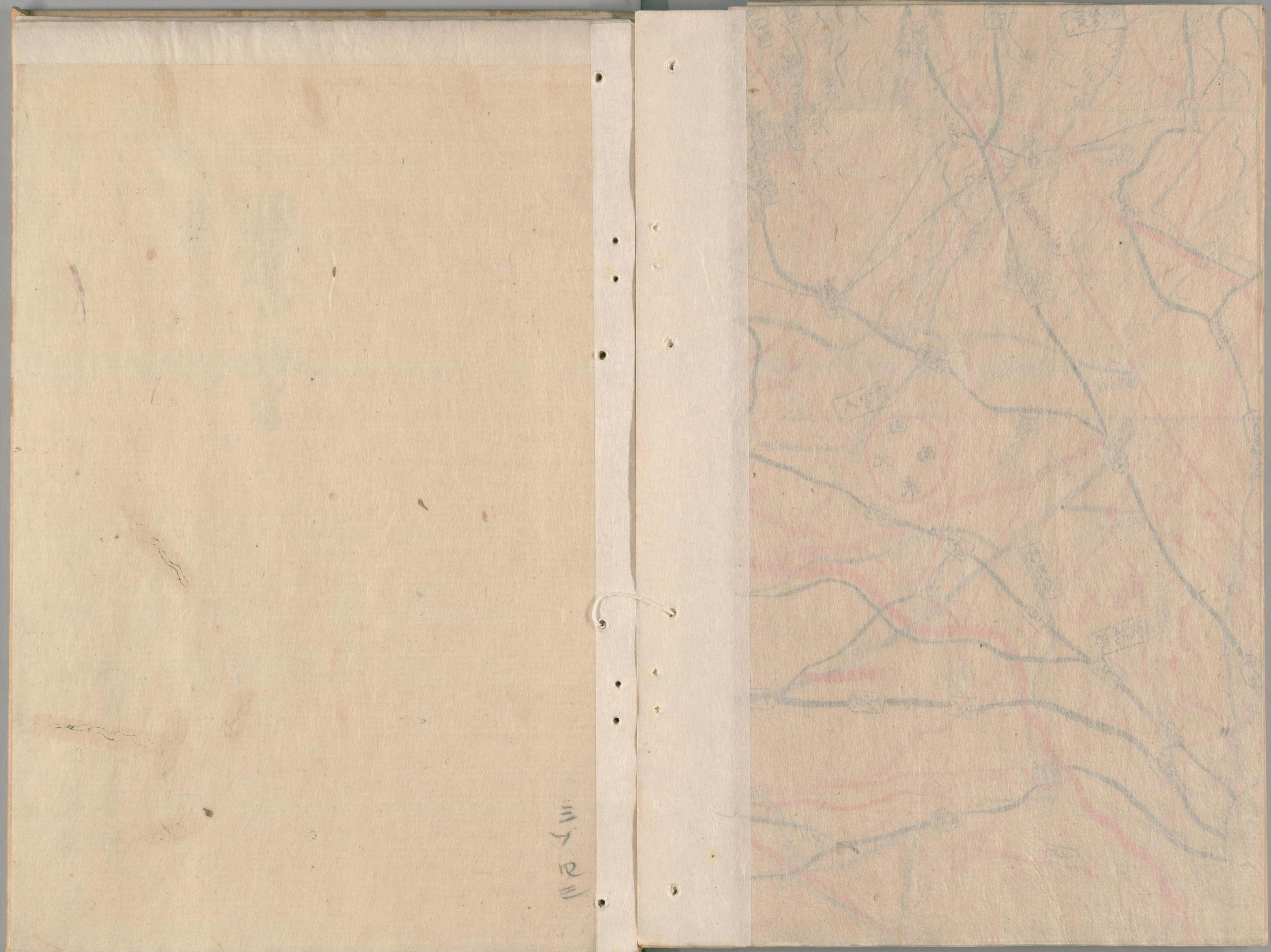

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

酒造作請書

入間郡毛呂本郷
組合

(3)
7

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

諸國にも二分之造之
仰出は冒之帰之義を去
寅年相解は通之相心得は在之通諸國は料
和領寺社領は不淺猶ては相解は
在之通可之相解は

九月

愛知年酒造之義今般別紙之通之
仰出は

二ノ巳六

有之ニ在之諸家紀領之地頭分解後一有之は得之
百八一造引いしは之酒造之は不都合も一有之は之時
所相相違は且之帰相之義も去寅年相解は通
相稱之も不接心は仰之分之造込方見合不接心
は之ニ分も冬年造込は筆之相心得其所渇酒之
義も在之ニ而不之造込後也ニいしは之も先ニ致度
相近之段ニ在相之ニ而可相違ニ条組合限相之

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

御請ト一札之事

當申年酒造三ト壱造之儀先達
以前有之猶今般御料不村之酒
造之儀ハ壱造ニ付 仁出支配所
達有之ハ之付返之自分ニ迴村之時ニ
相改聊ニ成り其過造以前ニ者ニ嚴

毛ニ吟味ニ上ニ其筋ニ若出且私領村
ニ成成御料和尼ト一造ニ 仮出ハ上ニ
右ニ准ニ成丈減造為段ハ柳
御勘定和ニ其筋ニ此御法有ニ付
足又結ニ酒造人共ニ仮造ニ無ニ柳太小
熱代共ニ兼而ニ此ト達ニ重ハ右ニ
仮渡ニ送差和年畏ハ

二ニ故宗旨帰和ニ付
武州入男組年山村
西遠人
百姓
右ニ准ニ下
名ニ
常
七年
和ニ付
口州ノ組馬場村
西遠人
名ニ
七ニ帰年下

當年ニ成ニ帰穀
ニ付ニ仮ニ年ニ

口

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

19879

仙石雜之二所 [illegible]
口別日雜之[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

関東四国[illegible]
御役人[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

861
80
1

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用